

日液協第27～90号
平成28年2月2日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令等の
一部改正について (お知らせ)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経産省より別添のとおり標記省令及び解釈が改正し、平成28年4月1日より施行する旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、今回の改正は、標記省令（器具省令）を現行の「仕様規定」*¹から、「性能規定」*²に改めるもので、意見募集の際にお知らせしたものと同一内容となっております。これに伴い、性能規定化された技術基準を満たすものとして、現行の技術基準省令における「仕様規定」を例示すべく、解釈を改正されたものです。

* 1 仕様規定：LPガス器具等の品目毎に材質、構造、試験方法等の詳細な仕様を定めたもの

* 2 性能規定：液化石油ガス器具等が満たすべき安全性能を明確化したもの

誠に恐縮に存じますが、改正の内容につきましては、容量が多いことから添付しておりませんので下記のホームページをご参照ください。

敬 具

記

○経産省ホームページ掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki_seinoukitei_top.pdf

以 上

(発信手段：Eメール)

(担当者：飯田・岩田)

別 添

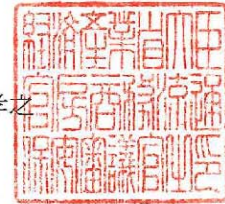
経済産業省

20151130 商局第1号

平成28年1月22日

日本液化石油ガス協議会
会長 川本 武彦 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の
運用及び解釈についての一部改正について

上記の件について、別添のとおり改正したので通知します。